

吹田市立山田東中学校

危機管理マニュアル

(危機管理に対する共通理解事項)

生徒の安全を
確保するために

1. 基本方針

- ア、指揮命令系統と役割分担を明確にして組織的な対応をする。
- イ、家庭・地域・関係諸機関との連絡を密にする。

2. 留意点

- ア、平時にできている以上に有事にはできない事を全職員が自覚する。
 - 火災報知器のいたずら、生指事象（事故・暴力事件・他校生訪問）等の時こそ、組織的に動く。
 - 教師だけの動きでなく、生徒たちにも整然と対応させる。
- イ、必要最低限の役割分担とする。
 - 誘導班、救護班等は現実的に動くかどうかを見極めて決定する

3. 緊急事態発生時の校内体制〔指示系統〕〔役割分担〕

最重要

① 第一指示者（教頭不在時の指示者順位。左が優先順位）

教頭 → 生指チーフ → 学年主任
基本的に職員室に在中

② 現場直行者（学年生指不在時の指示者順位。左が優先順位）

学年生指 → 担任（男） → 男性教諭
基本的に「訪問者」等の対応は、別室に移動を願い対応する。

③ 関係機関連絡者（校長不在時の指示者順位。左が優先順位）

- ・ 警察・消防署・病院・他中学など 校長 ①②以外の教師
 警察（6385-1234）or（110）/消防署（119）
- ・ 保護者 ①②以外の教師
- ・ 教育委員会への対応 校長 → 教頭
- ・ 報道関係者への対応 校長 → 教頭

校長・教頭携帯電話番号

緊急連絡網

安全カード

職員室 ロッカー 施錠

救急連絡医・病院一覧

職員室前電話

不審者侵入

前段階として山田東中の状況確認

本校では、卒業生が部活に行事にと後輩のために来校し指導をするという良き伝統がある。しかし、反面必ずしも上記のようなケースでない来校に対して寛容すぎるという面は否めない事実としてある。また、そのような出入り自由的な雰囲気、在校時代に培われてしまっているという事実もあると思われる。

昨年より、一定の改善は成されたと判断できるが、引き続き以下に示す事象について一つひとつ対応していく事が重要であると考える。

- ①卒業生の出入りについて・・・まず職員室へ来させる。担当の教師が対応する。
- ②時間外、活動時間外、部活顧問不在時の学校への登校。
- ③無断の職員室入室（特に休業日）。
- ④無断での校舎、プール等施設への侵入。

I. 不審者侵入そのものの防止体制

第1段階 A 敷地内への侵入防止

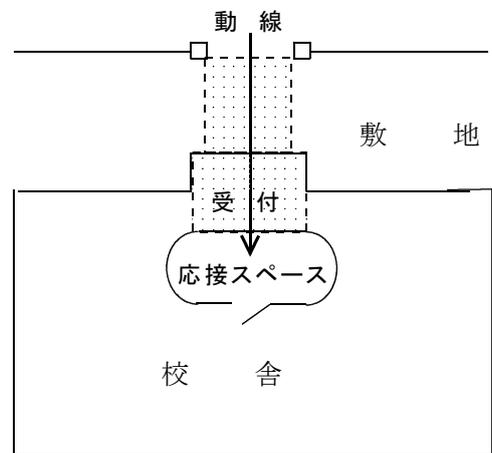
第1段階 B 敷地内での発見・排除

- ①施錠
- ②校門から校舎までの動線の明確化
(看板等の設置)

③敷地内の巡回

第2段階 校舎内への侵入防止・発見・排除

- ①校舎内の出入り口の閉鎖
- ②応接スペースの設置
- ③名札の着用と名前等の記帳
- ④声かけ



本来あるべき体制
(ハード面)

II. 不審者侵入時の校内の体制

◎①校内体制（指示命令系統・役割分担）徹底

危機管理マニュアルの心臓部に当たる。

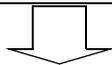
△②器具の備え（さすまた、催涙スプレー、防犯ベル）

△③訓練の実施

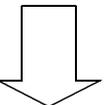
* 緊急時の対応

火災

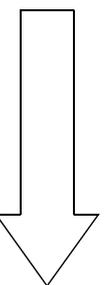
火災発生



本部



火災対応



本部

火災発見者は学校長〔本部長〕に連絡する

◎火災発生の通報を本部長が消防署・警察署・教育委員会に行う

◎副本部長〔教頭〕が、火災発生と避難誘導の放送を行う

警護避難班〔教科担当者〕◎避難経路に従い誘導するとともに非常口や出口に人員を配置し、安全な場所に避難させる

救護班〔養護教諭を中心に職員室内の教員で組織〕

◎負傷者の応急処置を行い、救護班長〔養護教諭〕は、緊急に病院対応を行う

初期消火班〔生徒指導主事を中心に職員室内の教員で組織〕

◎消火器・消火設備を使用し、初期消火を行う

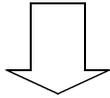
◎本部長は、安全を確認後、非常体制解除の指示を行う

◎副本部長は放送を流す。本部長は通常業務への復帰を指示

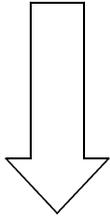
〔注意〕不審物発見や爆破予告電話などは、所轄消防署、警察署・教育委員会など関係諸機関との連携し適切に対処。特に予告電話に関しては、毅然とした姿勢で対応する。必要に応じて110番通報、消防署への連絡、教育委員会などへの連絡を行う。

地震

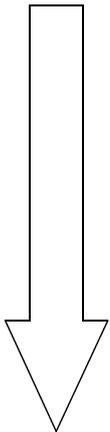
地震発生



本部



防災対応



本部

震度5弱以上の場合授業中止 学校待機、集団下校を判断する
緊急配信メールを活用し保護者に連絡する

- ◎地震発生の放送を行い、生徒をその場で待機・安全姿勢をとらせる。放送が使用できない場合は現場の教職員の判断・指示となる。(以下同様)
- ◎本部長は地震の状況や火災の発生などを確認し、地震情報入手しながら余震などの発生も想定した上で状況に応じた適切な指示をする。教育委員会等からの情報も考慮。
- ◎本部長は避難経路を検討・確認した上で避難誘導放送を指示する。放送が使用できない場合は避難経路の安全確認を行う教職員がハンドマイク等で避難誘導を行う。

警備避難班（生徒指導主事を中心に職員室内の教員で組織）

- ◎教科担当者（担任）は地震発生の放送により机の下にはいる。戸や窓を開けるなどの指示をする
- ◎避難放送により避難経路に従い誘導し、落下物や倒壊箇所のある場所は避け、安全に避難できるように注意する
- ◎避難状況や被害状況を学年主任に報告、学年主任は教頭に報告、教頭は本部長に報告する。本部長は教育委員会に報告
- 救護班（養護教諭を中心に職員室内の教員で組織）
- ◎負傷者の応急救護を行い、救護班長は緊急に病院との連絡を行う

◎本部長は安全を確認後、非常体制解除の指示を出す
本部は、状況や必要に応じて所轄消防署、警察署などへの連絡を行う
地震後は余震被害に備える

集団下校の判断を下す場合は原則、保護者等引き渡しとなる。
今後事態に備えてその訓練を行う必要性がある。

不審者侵入 1

何よりも教職員が訪問者に対して、

必ず声かけをすることが大切である

外部からの侵入者

正当な理由あり

事務室・職員室へ案内

誘導時はできるだけ背後をついていく。背後が無理な場合、先導してもよいが、距離をとること・常に注意を払うことを忘れないこと。

正当な理由が無い場合

不審者侵入

退去を求め

退去した(再び侵入しない)

対応者が単数の場合、他の教職員に連絡

退去しない、再び侵入侵入者から目を離さない できれば複数対応。

退去を強く求める

退去した(再び侵入しない)

退去しない

本部設置

※非常ベルの使用。職員室への報告
対応は必ず複数になるように気をつける

本部長は本部設置の指示を出し、各役割に従って迅速に対応を開始する

本部

組織的対応

◎隔離・警察署（6385-1234）・教育委員会・

近隣小中学校に通報をする（教頭）

◎暴力行為の阻止と退去の説得を続ける

◎110番通報をする

※110番通報の要領

◎「110」をダイヤル（携帯電話可）

◎「吹田市山田東4丁目33番1号の吹田市立山田東中学校です。不審者（男・女）が侵入して・・・（状況を簡単に説明）・・・生徒が怪我をしています。救急車と一緒に出動をお願いします。」

◎「その後は質問に答える形で！」

◎119番通報も忘れないように

（警察連絡でも伝えているが確実に伝達するために）

◎必要に応じて校内放送、避難指示

防 御 班（生徒指導主事を中心に職員室内の教員で組織）

◎暴力の阻止と被害拡大の防止

◎移動阻止

避 難 誘 導 班（教科担当および担任）

◎全校への周知徹底。生徒の掌握を行う

◎避難誘導を行う

救 護 班（養護教諭を中心に職員室内の教員で組織）

◎負傷者の応急処置、救護、病院との対応

◎被害者への心のケア（スクールカウンセラーを中心に）

各班の責任者は携帯電話を携帯、本部との連絡を密にして協働体制を一番に！

情 報 班（教頭・生徒指導主事・保健主事）

◎情報の整理と提供

◎報告書の作成

本部

◎本部長は安全を確認後、非常体制を解除する

◎報道関係者への対応は本部長（一本化）

◎学校教育再開、保護者への説明会の実施、地域への説明

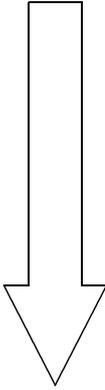
◎再発防止のために地域、保護者、関係機関への協力要請

◎事後は被害者の心のケアのためSC活用を計画的に実施

不審者侵入 2

不審者がすでに校内に入っている場合

本部設置



本部

※非常ベルの使用。(職員室への報告) 人手がなければ対処を先に考え
何よりも生徒を不審者から守ることが優先である

非常ベルが鳴った場合、場所を確認して状況把握のため空き時間の教師は、外部連絡要員を残して駆けつける。状況把握後、1人は職員室へ報告に戻り(携帯電話活用) 本部長を中心に対応方法を決定する。
(対応は必ず複数になるように気をつける)

※本部長は本部設置の指示を出し、各役割に従って迅速に対応を開始する

◎全職員に通知

(放送内容に注意しながら全校放送)

※校内放送の例(何よりも不審者を刺激しないで、全職員にどこで起こっているかを知らせることが大切)

◎待機

「これから緊急集会を開きますので、次に放送があるまで全員教室に待機してください。また、教室外に出ている生徒は急いで教室に戻ってください。防御係〔生徒指導主事・学年生徒指導〕の先生は職員室にお戻り下さい。」

◎避難

「これから緊急集会を開きますので全員先生の指示に従って〇〇に集合してください。なお、〇年〇組は〇〇の前を通らずに〇〇前を通行してください。」

◎110番通報をする

※110番通報の要領

◎「110」をダイヤル(携帯電話・PHSでも可)

◎「不審者(男・女)が侵入して・・・(状況を簡単に説明)・
・。生徒が怪我をしています。救急車と一緒に出動をお願いします。」

◎「その後は質問に答える形で！」

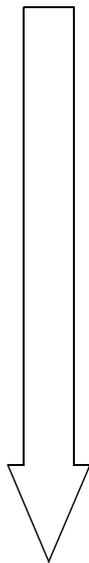
◎119番通報も忘れないように

◎負傷者の有無の確認

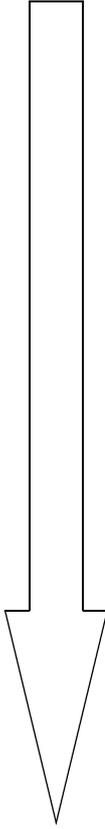
◎全生徒の掌握

◎教育委員会に報告

◎避難指示



組織的対応



防 御 班（生徒指導主事・学年生徒指導・学年主任を中心に職員室内の教員で組織）

- ◎暴力の阻止と被害拡大の防止
- ◎移動阻止

避難誘導班（教科担当および担任）

- ◎全校への周知徹底。生徒の掌握を行う
- ◎避難誘導を行う

救護班（養護教諭を中心に職員室内の教員で組織）

- ◎負傷者の応急処置、救護、病院との対応
- ◎病院への搬送・教職員付き添い（搬送された生徒のクラス・名前確認、搬送先の病院名確認）
- ◎被害者への心のケア（スクールカウンセラーを中心に）

各班の責任者は携帯電話を携帯、本部との連絡を密にして協働体制を一番に！

情報班（教頭・生徒指導主事・保健主事）

- ◎帰宅方法の検討・確認
- ◎保護者への連絡
 - ◎情報の整理と提供
 - ◎報告書の作成

本部

- ◎本部長は安全を確認後、非常体制を解除する
- ◎報道関係者への対応は本部長（一本化）
 - ◎学校教育再開、保護者への説明会の実施、地域への説明
 - ◎再発防止のために地域、保護者、関係機関への協力要請
- ◎事後は被害者の心のケアを目的としSCを計画的に活用

不審者に対応するための方策

◎登下校時の安全管理

1. 情報収集、警ら、巡回依頼
2. 緊急時の対応の徹底（大声を出す。逃げる。店や家に駆け込むなど）
3. 地域への協力依頼。安全確保のための巡回
4. 防犯ブザー斡旋
5. 防犯教室の実施
6. 避難訓練の実施

◎出入り管理

1. 通学時間以外の門の施錠
2. 訪問者に対しての全教職員の声かけ
3. 業者、保護者、教職員の名札着用
4. 立て札（学校長の許可のある者以外立ち入り禁止）
5. 案内板の設置（来校者は職員室へ）
6. 警察、PTA、地域との連携
7. 生徒に対しての啓発活動
8. 職員対象の訓練の実施、応急処置法の研修